

迎賓

迎賓

United Nations Framework Convention on Climate Change
Third Session, Conference of the Parties
Kyoto, 1 - 10 December 1997



新民事訴訟法の運用と 効率化の限界

坂元 和夫

国民のための民事裁判

新しい民事訴訟法（以下、
民事法と略称）は、いよいよ
平成一〇年一月一日から
施行されます。

民事法の改正作業は、
「国民に分かりやすく、利
用しやすい民事裁判」とい
うキャッチフレーズのもと
に始められました。裁判が
市民の目に見えるところで
行われ、市民が裁判を傍聴
しても判決書を読んで内
容をよく分かり、裁判所が
当事者の言い分を十分に聴
いてくれて、正しい裁判を
安価かつ迅速にしてくれる
ような手続を目指したも
のと思われまます。

出来上がった新民事訴訟法は、
条文が口語体に改められ、

読みやすくなりました。ま

た、ここ数十年間の社会の
変化に対応できなくなった
いくつかの規定が実情にそつ
て改められ、電子機器によ
る裁判の記録や伝達方法の
合理化も行われました。こ
れらの改正は、確かに、
「国民に分かりやすく、利
用しやすい」という目的に
そのものと言えます。

しかし、改正の主眼は、
立法当局が明言したように、
審理方法の集中・効率化を
はかることにありました。
新法が導入した新しい審理
システムのもとで、裁判が
早くなることは間違いない
ので、その点では国民に利
用しやすくなると言っ
いでしよう。

けれども、裁判は、ただ

早ければよいというもの
はありません。内容が正し
く、フェアな手続で当事
者を納得させるものでなけ
ればなりません。

現状の問題点とその原因

「訴訟遅延」、これは、
何十年來言われ続けてきた
民事訴訟の病弊です。また、
「口頭弁論の形骸化」とか
「三分間弁論」といわれる
現象は、本来、民事訴訟は、
公開法廷で当事者が口頭で
討論を行うのが法の建前な
のに、現実には、口頭弁論が
書面を交換をする場になり
下がり、僅か二、三分で終
わってしまう現象を指して
います。これでは、一般の
傍聴人はもとより、自分の
事件を聴きにきた当事者本
人も、一体何が行われたの
か分かりません。

さらに、従来は、証拠調
が数カ月おきに少しずつ長
期間にわたって行われるの
が普通でした。これが「五

月雨審理」と言われるもの
です。

わが国の裁判官や弁護士
は、こういった緊張感のな
いだからだらした審理のやり
方に慣れ親しんで、この微
温湯から容易なことでは抜
け出せなくなっているとい
うのが新法の見方です。そ
こで、新法は、攻撃防御方
法の早期提出・争点整理手
続の整備・集中証拠調といっ
た新しい審理方式を導入し
て、この悪しき訴訟慣行を
改めようとしています。

しかしながら、訴訟遅延
や口頭弁論の形骸化といっ
た現象は、裁判官や弁護士
の怠慢や職業的な慣れ、あ
るいは工夫の不足だけが原
因なのでしょか。

現在、民事裁判官は、一
人当たり二〇〇件ないし三
〇〇件の事件を常時かかえ
ています。限られた時間の
中で、このように多くの事
件の審理を行おうとすれば、
一件当たりの審理時間を切
り詰めざるをえません。三

分間弁論や口頭弁論の形骸
化、さらには、訴訟遅延の
真の原因は、実はここにあ
るのです。つまり、処理す
べき事務量に比べて、処理
にあたる人員が決定的に足
りないのです。

新法は、人員不足をその
ままにしておいて、新しい
審理方式による効率処理で
事態に対処しようとしてい
ます。

一般に、無駄を省き効率
よく物事を処理することは
大切ですが、裁判は、もと
も機械化やコンピュータ
化になじみにくく、人の判
断に頼らざるをえない部分
の大きい作業に属するので、
効率化には限度があります。
それを無視ないし軽視して、
裁判の効率処理のみを図る
うとすると、それは、どの
ような名目をつけても、結
局のところ手抜き審理に帰
着し、誤った裁判や当事者
の納得度の低い裁判を生み
出すことにつながります。

裁判官の増員問題

わが国の裁判官数は、人口比において諸外国に比べ問題にならない程少なく、また、わが国の弁護士数や訴訟事件数の伸びと比べても、増加率がきわめて小さいのが目立ちます。

どうして、わが国の裁判官の人数が増えないのでしょうか。わが国は、基本的人権や民主主義を人民が自らの血を流して戦い取った歴史を持たないので、司法の重要性が国民の意識に定着しておりません。これを反映して、国政の中で、司法は、犯罪や紛争の事後処理部門といった矮小化された位置づけをされてきました。戦後GHQの後押しで、司法が脚光を浴びかけた時期もありましたが、一時的なものでした。

昭和四五年頃以降は、最高裁が裁判官の増員に消極的な態度をとるようになり、この方針は今日も基本的に

は変わっていないようです。

日弁連は、かねてから、司法改革課題の第一に裁判官の増員を掲げて運動に取り組んできました。馬車馬のように日夜事件処理に明け暮れる現場の裁判官からも、漸く、増員要求の声が上がり始めています。そして、規制緩和政策もからんで、裁判官の大幅増員は、今や政治問題に発展しようとしています。

新法の運用のあり方

新法は、裁判官不足を所与の前提として、効率的訴訟審理により訴訟の促進・合理化をはかろうとしています。攻撃防御方法の早期提出・争点の整理確認とその後提出制限・集中証拠調・簡略判決書などがその例です。

しかし、訴訟資料は、訴提起の時や応訴の時に、当事者や代理人の手に全部揃っているものではありません。

少し複雑な事件になると、訴訟が始まってから、重要な証拠書類が発見されたり、証人が見つかったりする場合があります。本人がその重要性に気がつかない事情を代理人が後になってから聞かされることもあります。

証拠が一方当事者に偏っている事件や専門的な事項が問題となる事件では、証拠調をしながら主張整理や証拠収集をしていかなければなりません。

あるいは、有力な反対証拠や弾劾証拠（相手方の証拠の信用性を低める証拠）を、最も効果のある時期を選んで提出することが必要な場合もあります。

このような場合に、当事者の訴訟追行を「証拠の小出し・後だし」とか、「戦術的駆け引き」として、これを否定する訴訟指揮は正しくないと考えます。

要するに、集中審理が自己目的化したり、個別事情

を軽視して訴訟の効率運営をはかったりするのは問題だということです。

前述のように、裁判手続の効率化には限度がありまじし、そもそも根本原因を棚に上げた改善策は、どこかに無理を生じます。

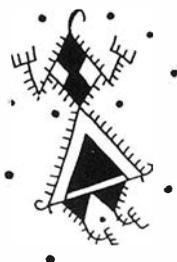
私達は、その無理を当事者にしわ寄せした新法の解釈・運営がなされないように見守る必要があります。そうでないと、「国民に分かりやすい、利用しやすい民事裁判」でなく、「裁判官に分かりやすい、利用しやすい民事裁判」になってしまうからです。

このように、新法の運用において、効率化には慎重な姿勢をとるべきだとしますと、新法下でも期待された程には訴訟促進の効果が挙げられないかもしれません。正しい裁判、当事者の納得できるフェアな手続、国民から見えて透明な手続、こうした訴訟手続の基本的な価値を損なわない限度で訴

訟運営の効率化をはかり、それでもなお訴訟促進の効果が挙げられなければ、その時は、裁判官の増員など裁判所の処理体制の充実によって事態の改善をはかるしかありません。

新法によって、民事訴訟は、従来よりも集中度の高い緊張感のある手続となること期待されていますが、他方、これによる効率化には限界があり、裁判官増員などのインフラ整備をはかることが肝要だということです。

以上





地球温暖化防止京都会議 とは何だったのか

尾藤 廣喜

■合意の内容は■

昨年一月一日から京都国際会館で開かれた地球温暖化防止京都会議（COP3）は、予定を一日越えて

一日になつてやっと議定書を採択しました。議定書では、二〇〇八年から二〇一二年における先進工業国の温暖化ガスを、全体で五・二％（CO₂など三種は一九九〇年対比、代替フロンなど三種は一九九五年対比）削減することを目標とし、別では、日本が六％、アメリカが七％、EUが八％とされています。

この目標値は、世界の多数の科学者が参加するIPCC（気候変動に関する政府間パネル）が、地球の温暖化防止のためには、二一

世紀の早い時期に五〇〜七〇％のCO₂削減が必要だとする意見を出していることからみれば、全く不十分なものです。

そのうえ、この目標値には、数々の抜け道がありま

す。第一の抜け道として、削減目標を実行できない国が、目標に余裕のある国から排出許容枠を買い取ることもできる「排出権取引」の制度があります。

また第二の抜け道として、先進国が発展途上国の排出削減対策に資金援助をしたときに、その分の排出量を削減目標から差し引くことができるという「共同実施方式」の制度があります。

さらに、この議定書では、森林のCO₂吸収量を排出量から差し引くことが認め

られる「ネット方式」がとられていますが、この吸収量の計算根拠も十分なものでどうか疑問があります。また、発展途上国の削減義務の明確化についても、残念ながら盛り込まれておりません。

■不透明な経過■

今回の議論では、〇％とか五％とか二〇％とかの数値が乱れ飛び、各国の駆け引きばかりが目立つ会議になってしまいました。

特に、先進国アメリカの強硬な姿勢と議長国日本の消極性が大きな批判を浴びました。

会議中、私も、徒歩五分の近くに住んでいるという利点を生かして、会議の様子を覗いてみました。NGOのメンバーは、正式の会議が行われている室内には入れず、しかも、本会議は、予定した時間には一向に開かれず、何をやっているのか全く不透明。各国代

表団の交渉は、全くの水面下で行われている模様でした。

そんな中で、WWF（世界自然保護基金）やグリーンピースなどと並んで、我が国の環境NGOの活躍はみごとでした。七百のパレードを二万人の規模で成功させ、本会議も大詰めになつ

た一日の朝に、議長の大木環境庁長官が内閣不信任決議案が出される予定との理由で議事途中で責任を放棄して東京に引き返そうとした際にも、JR京都駅に着く寸前でこれを思いとどまらせ、何とか議長の責任を果たさせるなど、政府以上の働きを示しました。

■今後の課題は■

もともと今回の議定書が不十分な数字あわせの結果になつてしまったのは、前回のボン会議の後、削減策を各国で実施して、その成果を競いあうというような現実的な政策のすりあわせ

が行われなかったことに大きな原因があります。

その中で、会議前の一月二十九日に開かれた日弁連などが主催のシンポジウムで報告された、埼玉県川越市での市役所から始めた節電の取組み、山形県立川町の風力発電の取組みが注目されました。また、ドイツフライブルグ市での太陽光発電、地域暖房の推進、市電網の整備など総合的な削減策の実践も目を見張るものがありました。

要は、身近かなところから削減策を着実に実践していく、一過性でない継続した政策を積み重ねることこそが、今後求められるところではないでしょうか。

京都では、会議の後、地域での削減計画である「京のアジェンダ21」の検討がなされています。今度こそ熱しやすく冷めやすい体質を改め、京都から立派な環境政策を発信してほしいものです。



ティーンコートの試み

山崎 浩一

□少年を少年が裁く□

開かれた裁判を求める市民フォーラムの総会が昨年秋に行われましたが、その時に、有本美幸さん（関西学院大学研究者）のティーンコートに関する報告がありました。

僕は日本に陪審裁判を復活するための活動をしていきますが、この少年事件陪審裁判というべきティーンコートのことは全く知りませんでした。

この制度はアメリカのテキサス州で一九八〇年代初頭に初めて行われました。制度のしくみを簡単に紹介しますと、軽犯罪を犯した少年は、有罪を認めた場合には従来の少年裁判かティーンコートのどちらを選択す

るか決めることができます。

少年裁判の場合には罰金を支払えば済みますが、記録に残ります。他方、ティーンコートの場合には、審理の結果、社会奉仕活動と陪審員義務を科されますが義務を認めれば罰金を支払わなくて済みまし、記録にも残りません。

ティーンコートの裁判官は、弁護士や退職した裁判官がボランティアとして務めます。そして、ここがティーンコートの名前が示す特徴ですが、検察官、弁護士、書記官、延吏、陪審員は有志の高校生や陪審義務を科せられたもと被告人の少年なのです。

手続きは通常の陪審裁判と同じように行われます。

ただし、有罪を認めている事件なので、量刑に関する手続きだけが行われるのです。

命じられる社会奉仕活動は、病院や託児所、老人ホーム、図書館YMCA等における清掃や雑用、福祉活動など多岐にわたります。

もし処分に従わないときには、少年裁判所で裁判を受け、罰金を支払わなければなりません。ほとんど少年が処分に従い、「セカンドチャンス」をいかすとのこと。

□全米に広がる□

これが構想されたオデッサ市は、当時、失業率が二〇%もあり、殺人事件発生率が全米一高く、少年犯罪が全犯罪の六四%を占め、少年非行の増加が憂慮されていました。

この制度に対しては、理想論とか少年の言い逃れの場に過ぎないという批判もささやかれましたが、いざ

実施すると、少年の再犯率が激減したのです。

現実にここ一〇年の間に全米三〇州の自治体で採用されているとのこと。

「ティーンコートが少年の再犯率を低下させているのは、法廷で同世代の少年から断罪される痛みと同時に、社会奉仕活動と陪審員義務で社会の一員であることに気付かせる仕掛けが作られているからです。」と有本さんは分析します。

確かに、社会奉仕活動で社会に参加したり、陪審員として裁く立場に立つという経験には、一方的に批判や処罰をされるだけではない意識変革を呼ぶ何かがあるのでしよう。

□参加による効果□

作家の伊佐千尋さんは、陪審の最も重要な意義は、その効果が陪審員を努めた人にあられるという点にあるといいます。つまり、もともと人間というものは

自分の利益ばかりに関心があり、他人や社会がどうなっているかまわらないという無関心に陥りがちですが、陪審員として他人の問題について真剣に関与することにより、社会のあり方そのものに関心が向くようになるというのです。トクヴィルが陪審は無料の民主主義の学校であるといったのは、このことにあります。

□自分たちの司法を□

この制度は、もともとは郡とか市といった小さな地区で少年非行に心を痛める人が、行政当局、裁判所、警察などに働きかけることで実現したのです。

日本では中央集権的しくみのため、たとえ地方でこんな制度を作りたいといってもなかなか実現できません。自分たちの司法を作れるというのは何とも素晴らしいではありませんか。裁判フォーラムもこのことを目指しているのです。



男女の役割分担について

杉本 孝子

★意識と実情

我が国では、男性は仕事、女性は家庭という「男女の役割分担」の考えに賛成の人が半数を少し超えています。一〇年前には七割余であったことを考えれば、変化しつつあることは事実です。

ところで、「家事分担」の実態について東西を比較すると、欧米では「家族で分担」が半数というのに比べ、日本や韓国では、それは「妻の仕事」というのが七、八割ということ。娘が昨秋スウェーデンの大学教授宅を訪ねたとき、共働きの夫人は玄関に挨拶には出られたものの、自分の客の接待は自分ですとの夫婦間の取り決めがある

らしく、教授自ら食事を作って下さり、娘は、勿論手伝ったのですが大変驚いたとのこと。このことです。

★背景にあるもの

男性は外で働き、女性は家庭を守るとの考えは、もとは古くから根強くあるものではあります。しかし、「専業主婦」の存在は、戦後の高度成長期に最も多かった、というのは、それまでの家業に代わってサラリーマン中心社会に産業構造が変わったことも一因であるとの分析がなされています。確かに、サラリーマンの妻は、余り外で働かない方が夫婦全体にとって有利になるシステムがあります。妻の収入が、一三五万円に近づくほど夫の配偶者特別

控除額が零に近づき、一三〇万円を超えると妻自身が社会保険に加入しなければならなくなります。国民年金も、夫が妻の分を負担している訳ではないのに、サラリーマンの妻自らは保険料を支払わなくてもよいことになっていきます。

このように専業主婦を一見優遇しているようにみえても、実は、夫は家庭に気をとられずに仕事に専念するよう期待され、こうした妻を正規外の採用として劣悪な条件で雇用し、あるいは高齢社会の最も大変な介護を妻に担当させようとしているのでは？、などとの見方もあります。

★問題点

ところで、家事・育児は、もちろん大変重要で、かつ意義ある役割を果たしておられます。そして、夫婦が最後までなんとか円満であれば、このような役割分担をことさら問題とする必要は少ないかもしれません。

しかし、今や、人の生き方や価値観は多様化し、男女ともにそれぞれの生き方を選択できる可能性が大きくなりつつあります。なにより生涯を終えるとき、女性が「自分の」人生は何であったのかと悔いなければならぬようでは大変残念なこと。また、夫婦が不幸にして不和となったとき、例えば同じ大学で学生時代に知り合った夫婦であっても、結婚以来長年家事、育児を分担してきた妻の方は、今さら職を得る見通しもなく、夫が余程の補償をしてくれる場合は別として、退職金や厚生年金も妻には縁がなく、男女全く不公平な状況に置かれる例は多く見られるところ。です。

★将来と理想

かねてより民法の改正が議論され、夫婦別姓を選択する途を開いて家庭内の夫婦対等を図り、あるいは五年別居で離婚が認められ、

結婚は永久なものではなくなるなど、法制度から女性の自立を促すことも提案されています。

エネルギーのある若い世代にとっては好ましい方向ともいえるでしょう。しかし、やり直しの困難な中高年の女性にとっては、全く厳しい状況に置かれかねないのが現実です。ときに女性自身の意識が問われ、或いは働く男性側にとっても種々厳しい面のあることも事実です。今や高度成長期は去り、また少子化現象も進んでいます。

男女ともに、それぞれの違いを認め合い尊重し合ったうえで、自分の生き方を真に自由に選べる世の中になっていって欲しいものです。意識の改革(男女)、いざとなれば自立できる備え(女性)、女性も働ける職場の確保や各種社会保障制度の充実(社会)などが望まれます。

以上